

元座間味村職員の公金の横領について (お詫び)

元座間味村職員の公金横領に関しまして、本村の行政に対する村民の皆様のご信頼を損ねたことに対し、深くお詫びを申し上げます。今後、信頼の回復と再発防止に努めてまいります。

1 事件概要について

平成28年4月1日から令和3年3月末日まで、座間味村那覇出張所の所長を務めていた間、乗船料等の売上金を不正に処理し、乗船料等合計32,827,840円を着服し、横領したものです。

当該職員については、令和3年9月6日付けで懲戒免職とし、翌7日には那覇警察署に自ら出頭し、自首しています。

2 刑事告訴について

業務上横領罪に該当すると思料されるため、令和3年9月28日付けで那覇警察署に告訴状を提出致しました。

3 特別職の給料減額措置について

事件の責任を重く受け止め、管理監督責任と村民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に給料の減額を行うこととしました。

- ・ 村長：棒給月額額の100分の25を3月減給
- ・ 副村長：棒給月額額の100分の20を3月減給

4 新たな事案の覚知について

本事件を受けて過去に遡り調査を行ったところ、平成26年12月から平成28年3月末日までの間、那覇出張所において今回の事件と同様と思われる手口で帳票等の改ざんが行われ、売上金が着服されていたことが判明しました。被害金額は合計4,821,930円となっております。

当該事案については、現時点で不正を行った人物の特定に至っておらず、令和3年9月28日付けで那覇警察署に被害届を提出致しました。

5 最後に

公金横領という行為は、村職員としてあるまじき行為であり、村民の皆様のご信頼を著しく損なうものであります。改めて、村民の皆様並びに関係各位に心からお詫びを申し上げます。

度重なる本村職員の不祥事の発覚により、行政に対する信頼をさらに失墜させることとなり、村政を任された者として大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。

事件の全容解明に引き続き取り組んでまいりますとともに、二度と同様の事例や不正が起きないように、原因究明と再発防止の対策（防犯カメラの設置や発券システムの改修、キャッシュレス化等）を徹底してまいります。

村民の皆様並びに関係者の皆様からの一日も早い信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

令和3年10月

座間味村長 宮里 哲